

贈与税の納税猶予に関する適格者証明必要書類

必要書類	部数	内 容	確認欄
証明願	2	証明願様式は農業委員会事務局にあります。(適格者証明とは農地法の許可を受けることができる者であることの証明です。)	
申請地の登記事項証明書 (全部事項)	1	申請地全ての土地登記事項証明書(全部事項に限る、法務局交付後3ヶ月以内のもの。写し可)	
字限図	1	法務局所管の字限図(写し可、法務局交付後3ヶ月以内のもの)	
位置図	1	申請地の位置を示した図面(2,500分の1) A4サイズ 地図上に位置と地番を記入してください。 →市現況平面図 1部300円(都市計画課) 市HP「都市計画地図情報」からの印刷も可能です。	
納税猶予の特例適用の 農地等該当証明書	2	都市政策課の指定書式です。証明書式は農業委員会事務局にあります。	
贈与証書	1	写し	
印鑑証明書	1	贈与者の印鑑証明書(写し可)	
住民票	1	*申請者が市外に居住している場合、住民票抄本(原本1部、交付後3ヶ月以内のもの) *市内在住の場合は不要です。	
お尋ね書	1	*各項目について事前に確認をお願いします。 *提出前に必ず 地区担当の農地利用最適化推進委員に現地の説明 をお願いします。(申請地及び申請者の営農状況等を面談もしくは電話で)	
委任状	1	代理人による申請の場合は委任状をお願いします。	
その他		受贈者が①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者(効率的かつ安定的な農業経営になっている者)のいずれかの者であることを確認させていただきます。	
その他参考書類		必要に応じ、書類・図面等の提出が求められる場合があります。	

◎受付締切日 毎月5日(土日曜日等の閉庁日の場合は前日)

※締切日以降の申請は、翌月分扱いとなりますのでご注意ください。

→毎月5日締切、20日の委員会にて審議後の証明書交付となります。入札期日等を十分に考慮のうえ、余裕をもって申請書を提出して下さい。

(三田市農業委員会)